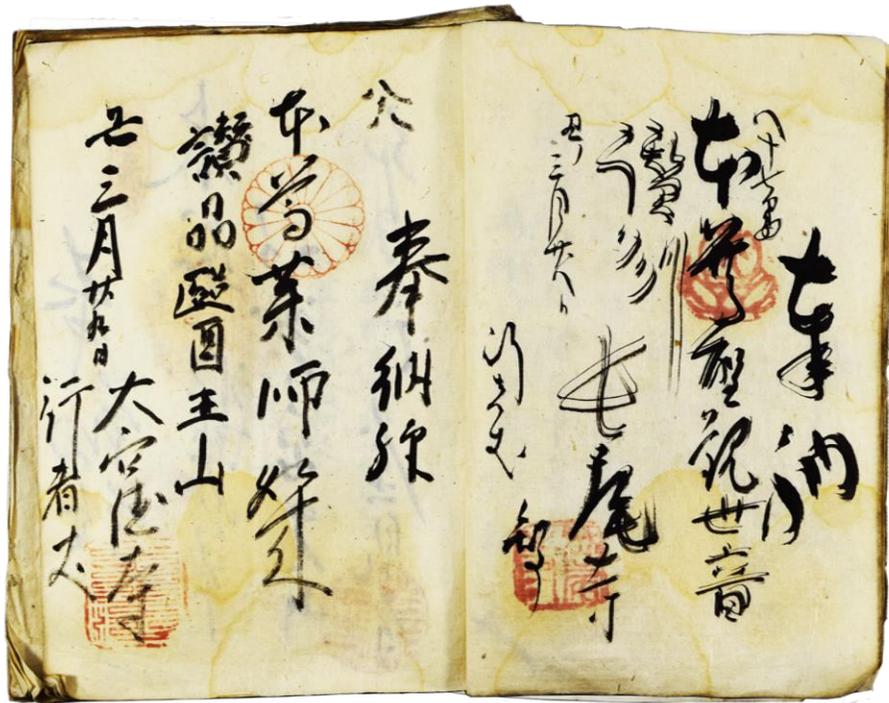
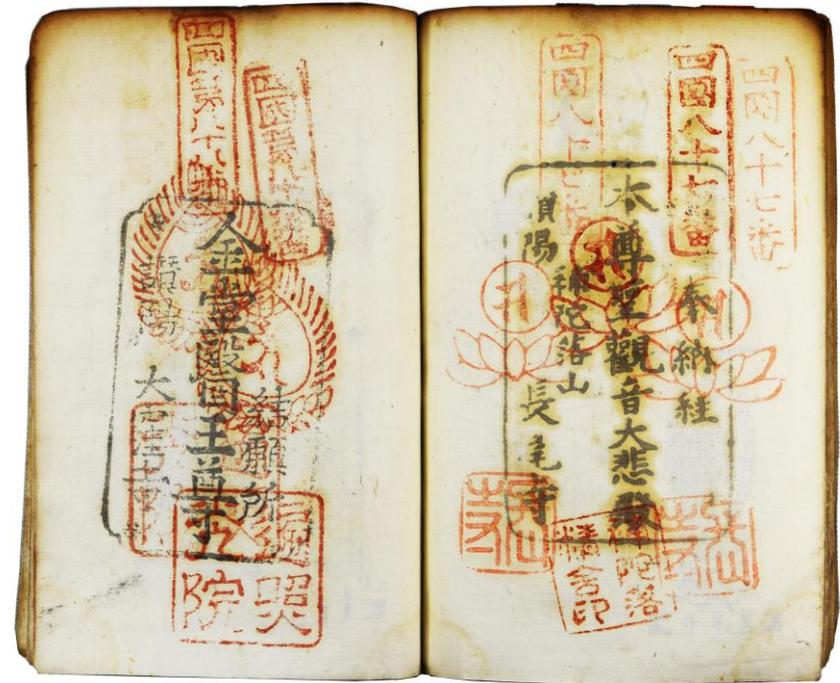


四国八十八カ所巡拝と納経帳



史料1 (文化2年 (1805年))



史料2 (明治27年 (1894年))



参考資料 (平成29年 (2017年))

史料1

【資料名】奉納経四国巡拝（納経帳）（横井家文書 5987）
【年代】文化2乙丑（1805年）3月吉日

【作成】小野氏亀女

史料2

【資料名】奉納四国八拾八ヶ所順拝集印帖（諸家31文書 1）

【年代】明治27年（1894年）5月14日より

【作成】大坂 竹中利三郎

参考資料【年代】平成29年（2017年）4月より

【解説】

四国八十八カ所は、四国一円のほぼ海岸沿いに点在している。札所の順序に従い、阿波国（徳島県）23カ所を「発心の道場」、土佐国（高知県）16カ所を「修行の道場」、伊予国（愛媛県）26カ所を「菩提の道場」、讃岐国（香川県）23カ所を「涅槃の道場」と呼ぶ。

その歴史は古く、元々は弘法大師の旧跡とされ、長らく僧侶の修行の場となってきた。江戸時代期には種々の案内記が刊行され始め、これを機に庶民もこぞって四国に巡拝に訪れた。

正徳年間（1711～1716）以降に、札所の順序が概ね決まったことによりさらに盛んになり、文化・文政年間（1804～1830）に最盛期を迎えた。史料1もその時期のものである。

史料1、2、参考資料の納経帳は、全て同じお寺のものである。記し方が、墨書きから判子へ、そしてまた墨書きへと変遷していることがわかる。

ただし、全体的にこの傾向であったとは限らない。史料1の時代において判子が用いられているお寺もあるし、史料2の時代において墨書きのお寺もある。だが、どのお寺も少なからず記し方に変化がみられる。

特に注目すべきは、史料1には日付があり、史料2には重ね印がある、という部分だ。重ね印とは、複数回巡拝した際には御宝印のみを同じ頁にいたたく、という慣習だ。それゆえ四国巡拝においては、通常の御朱印と違い、日付は記さないのが通例となっている。

史料1にその措置がないことから、重ね印の慣習は、文化2年（1805年）から明治27年（1894年）までの間にできたと考えられる。

以上、今回は2つの史料の比較を試みた。もっと多くの納経帳を比較すれば、さらに細かく変化の過程をみるができるだろう。そして次の100年、納経帳はどんなふうに変化していくだろうか。それを見届けることはできないが、せめて史料を残していきたいものである。